



発行 新潟県

第 28 号

令和2年4月14日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 42 新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（産業立地課）

告 示

- 468 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 469 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 470 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 471 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 472 管理規程の認可（農地計画課）
- 473 管理規程の認可（農地計画課）
- 474 管理規程の変更認可（農地計画課）
- 475 団体営土地改良事業の工事完了（農地整備課）
- 476 基本測量の実施通知（監理課）
- 477 公共測量の終了通知（監理課）
- 478 公共測量の終了通知（監理課）
- 479 公共測量の終了通知（監理課）
- 480 公共測量の終了通知（監理課）
- 481 公共測量の終了通知（監理課）
- 482 公共測量の終了通知（監理課）
- 483 公共測量の終了通知（監理課）
- 484 公有水面埋立ての免許（港湾整備課）

公 告

- 特定農業用ため池の指定（農地建設課）
- 一般競争入札の実施（警察本部会計課）
- 一般競争入札の実施（警察本部会計課）

規 則

新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月14日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第42号

新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則
(新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則(平成5年新潟県規則第87号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
(課税免除の申請又は申告)			(課税免除の申請又は申告)		
<p>第3条 条例第2条第1項の規定による県税の課税免除を受けようとするときは、次の表の左欄に掲げる県税の区分に応じ、同表の中欄に掲げる日までに、それぞれ同表の右欄に掲げる申請書又は申告書に別記第1号様式による事業計画書を添えて所管する地域振興局長に提出しなければならない。</p>			<p>第3条 条例第2条第1項の規定による県税の課税免除を受けようとするときは、次の表の左欄に掲げる県税の区分に応じ、同表の中欄に掲げる日までに、それぞれ同表の右欄に掲げる申請書又は申告書に別記第1号様式による事業計画書を添えて所管する地域振興局長に提出しなければならない。</p>		
個人事業税	課税免除を受けようとする年度に係る申告書の提出期限	(略)	個人事業税	課税免除を受けようとする年度の前年度の3月15日	(略)
(略)			(略)		
不動産取得税	個人にあつては課税免除を受けようとする不動産を事業の用に供した日の属する年に係る事業税の申告書の提出期限、法人にあつては課税免除を受けようとする不動産を事業の用に供した日の属する事業年度に係る事業税の申告書の提出期限	(略)	不動産取得税	個人にあつては課税免除を受けようとする不動産を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日、法人にあつては課税免除を受けようとする不動産を事業の用に供した日の属する事業年度に係る事業税の申告書の提出期限	(略)
固定資産税	課税免除を受けようとする年度に係る申告書の提出期限	(略)	固定資産税	課税免除を受けようとする年度の前年度の1月31日	(略)
2 (略)			2 (略)		
<p>第4条 条例第3条第1項の規定による事業税の課税免除を受けようとする者は、課税免除を受けようとする年度に係る申告書の提出期限までに、別記第7号様式による個人事業税課税免除申請書を地域振興局長に提出しなければならない。</p>			<p>第4条 条例第3条第1項の規定による事業税の課税免除を受けようとする者は、課税免除を受けようとする年度の前年度の3月15日までに、別記第7号様式による個人事業税課税免除申請書を地域振興局長に提出しなければならない。</p>		
2 (略)			2 (略)		

(新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則(平成12年新潟県規則第136号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前	
(課税免除の申請又は申告)		(課税免除の申請又は申告)	
<p>第3条 条例第2条第1項の規定により県税の課税免除を受けようとするときは、次の表の左欄に掲</p>		<p>第3条 条例第2条第1項の規定により県税の課税免除を受けようとするときは、次の表の左欄に掲</p>	

<p>げる県税の区分に応じ、同表の中欄に掲げる日までに、それぞれ同表の右欄に掲げる申請書又は申告書に別記第1号様式による事業計画書を添えて所管する地域振興局長に提出しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">個人事業税</td> <td style="width: 55%;">課税免除を受けようとする年度に係る申告書の提出期限</td> <td style="width: 30%;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>不動産取得税</td> <td>個人にあつては課税免除を受けようとする不動産を事業の用に供した日の属する年に係る事業税の申告書の提出期限、法人にあつては課税免除を受けようとする不動産を事業の用に供した日の属する事業年度に係る事業税の申告書の提出期限</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>固定資産税</td> <td>課税免除を受けようとする年度に係る申告書の提出期限</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>2 (略)</p> <p>第4条 条例第3条第1項の規定による事業税の課税免除を受けようとする者は、課税免除を受けようとする年度に係る申告書の提出期限までに、別記第7号様式による個人事業税課税免除申請書を地域振興局長に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	個人事業税	課税免除を受けようとする年度に係る申告書の提出期限	(略)	(略)			不動産取得税	個人にあつては課税免除を受けようとする不動産を事業の用に供した日の属する年に係る事業税の申告書の提出期限、法人にあつては課税免除を受けようとする不動産を事業の用に供した日の属する事業年度に係る事業税の申告書の提出期限	(略)	固定資産税	課税免除を受けようとする年度に係る申告書の提出期限	(略)	<p>げる県税の区分に応じ、同表の中欄に掲げる日までに、それぞれ同表の右欄に掲げる申請書又は申告書に別記第1号様式による事業計画書を添えて所管する地域振興局長に提出しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">個人事業税</td> <td style="width: 55%;">課税免除を受けようとする年度の<u>前年度の3月15日</u></td> <td style="width: 30%;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>不動産取得税</td> <td>個人にあつては課税免除を受けようとする不動産を事業の用に供した日の属する年の<u>翌年の3月15日</u>、法人にあつては課税免除を受けようとする不動産を事業の用に供した日の属する事業年度に係る事業税の申告書の提出期限</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>固定資産税</td> <td>課税免除を受けようとする年度の<u>前年度の1月31日</u></td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>2 (略)</p> <p>第4条 条例第3条第1項の規定による事業税の課税免除を受けようとする者は、課税免除を受けようとする年度の<u>前年度の3月15日</u>までに、別記第7号様式による個人事業税課税免除申請書を地域振興局長に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	個人事業税	課税免除を受けようとする年度の <u>前年度の3月15日</u>	(略)	(略)			不動産取得税	個人にあつては課税免除を受けようとする不動産を事業の用に供した日の属する年の <u>翌年の3月15日</u> 、法人にあつては課税免除を受けようとする不動産を事業の用に供した日の属する事業年度に係る事業税の申告書の提出期限	(略)	固定資産税	課税免除を受けようとする年度の <u>前年度の1月31日</u>	(略)
個人事業税	課税免除を受けようとする年度に係る申告書の提出期限	(略)																							
(略)																									
不動産取得税	個人にあつては課税免除を受けようとする不動産を事業の用に供した日の属する年に係る事業税の申告書の提出期限、法人にあつては課税免除を受けようとする不動産を事業の用に供した日の属する事業年度に係る事業税の申告書の提出期限	(略)																							
固定資産税	課税免除を受けようとする年度に係る申告書の提出期限	(略)																							
個人事業税	課税免除を受けようとする年度の <u>前年度の3月15日</u>	(略)																							
(略)																									
不動産取得税	個人にあつては課税免除を受けようとする不動産を事業の用に供した日の属する年の <u>翌年の3月15日</u> 、法人にあつては課税免除を受けようとする不動産を事業の用に供した日の属する事業年度に係る事業税の申告書の提出期限	(略)																							
固定資産税	課税免除を受けようとする年度の <u>前年度の1月31日</u>	(略)																							

(新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則(平成15年新潟県規則第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																		
<p>(不均一課税の措置又は課税免除の措置の申告又は申請)</p> <p>第7条 条例第2条の2の規定により法人の県民税の不均一の課税の措置を受けようとする法人、条例第3条の規定により事業税の不均一の課税の措置を受けようとする者又は条例第4条の規定により不動産取得税の課税の免除の措置を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる県税の区分に応じ、同表の中欄に掲げる日までに、それぞれ同表の右欄に掲げる申告書又は申請書に別記第2号様式による事業計画書を添えて所管する地域振興局長に提出しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">個人事業税</td> <td style="width: 55%;">不均一の課税の措置を受けようとする年度に係る申告書の提出期限</td> <td style="width: 30%;">(略)</td> </tr> <tr> <td>不動産取得税</td> <td>個人にあつては課税の免除の措置を受けようとする不動産</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)			個人事業税	不均一の課税の措置を受けようとする年度に係る申告書の提出期限	(略)	不動産取得税	個人にあつては課税の免除の措置を受けようとする不動産	(略)	<p>(不均一課税の措置又は課税免除の措置の申告又は申請)</p> <p>第7条 条例第2条の2の規定により法人の県民税の不均一の課税の措置を受けようとする法人、条例第3条の規定により事業税の不均一の課税の措置を受けようとする者又は条例第4条の規定により不動産取得税の課税の免除の措置を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる県税の区分に応じ、同表の中欄に掲げる日までに、それぞれ同表の右欄に掲げる申告書又は申請書に別記第2号様式による事業計画書を添えて所管する地域振興局長に提出しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">個人事業税</td> <td style="width: 55%;">不均一の課税の措置を受けようとする年度の<u>前年度の3月15日</u></td> <td style="width: 30%;">(略)</td> </tr> <tr> <td>不動産取得税</td> <td>個人にあつては課税の免除の措置を受けようとする不動産</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)			個人事業税	不均一の課税の措置を受けようとする年度の <u>前年度の3月15日</u>	(略)	不動産取得税	個人にあつては課税の免除の措置を受けようとする不動産	(略)
(略)																			
個人事業税	不均一の課税の措置を受けようとする年度に係る申告書の提出期限	(略)																	
不動産取得税	個人にあつては課税の免除の措置を受けようとする不動産	(略)																	
(略)																			
個人事業税	不均一の課税の措置を受けようとする年度の <u>前年度の3月15日</u>	(略)																	
不動産取得税	個人にあつては課税の免除の措置を受けようとする不動産	(略)																	

を事業の用に供した日の属する年に係る事業税の申告書の提出期限、法人にあっては課税の免除の措置を受けようとする不動産を事業の用に供した日の属する事業年度に係る事業税の申告書の提出期限 2 (略)	を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日、法人にあっては課税の免除の措置を受けようとする不動産を事業の用に供した日の属する事業年度に係る事業税の申告書の提出期限 2 (略)
---	---

(新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例施行規則(平成20年新潟県規則第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
(不均一課税の措置又は課税免除の措置の申告又は申請) 第4条 条例第2条の規定により法人の県民税の不均一の課税の措置を受けようとする法人、条例第3条の規定により事業税の不均一の課税の措置を受けようとする者又は条例第4条の規定により不動産取得税若しくは固定資産税の課税の免除の措置を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる県税の区分に応じ、同表の中欄に掲げる日までに、それぞれ同表の右欄に掲げる申告書又は申請書を所管する地域振興局長に提出しなければならない。 (略)			(不均一課税の措置又は課税免除の措置の申告又は申請) 第4条 条例第2条の規定により法人の県民税の不均一の課税の措置を受けようとする法人、条例第3条の規定により事業税の不均一の課税の措置を受けようとする者又は条例第4条の規定により不動産取得税若しくは固定資産税の課税の免除の措置を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる県税の区分に応じ、同表の中欄に掲げる日までに、それぞれ同表の右欄に掲げる申告書又は申請書を所管する地域振興局長に提出しなければならない。 (略)		
個人事業税	不均一の課税の措置を受けようとする年度に係る申告書の提出期限	(略)	個人事業税	不均一の課税の措置を受けようとする年度の前年度の3月15日	(略)
不動産取得税	個人にあっては課税免除を受けようとする不動産を事業の用に供した日の属する年に係る事業税の申告書の提出期限、法人にあっては課税免除を受けようとする不動産を事業の用に供した日の属する事業年度に係る事業税の申告書の提出期限	(略)	不動産取得税	個人にあっては課税免除を受けようとする不動産を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日、法人にあっては課税免除を受けようとする不動産を事業の用に供した日の属する事業年度に係る事業税の申告書の提出期限	(略)
固定資産税	課税免除を受けようとする年度に係る申告書の提出期限	(略)	固定資産税	課税免除を受けようとする年度の前年度の1月31日	(略)
2 (略)			2 (略)		

(新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例施行規則(平成27年新潟県規則第55号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
(課税免除又は不均一課税の措置の申告又は申請) 第3条 条例第1条の2の規定により法人の県民税			(課税免除又は不均一課税の措置の申告又は申請) 第3条 条例第1条の2の規定により法人の県民税		

の不均一の課税の措置を受けようとする法人、条例第1条の3の規定により事業税、不動産取得税若しくは固定資産税の課税の免除の措置を受けようとする者又は条例第2条の規定により事業税、不動産取得税若しくは固定資産税の不均一の課税の措置を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる県税の区分に応じ、同表の中欄に掲げる日までに、それぞれ同表の右欄に掲げる申告書又は申請書を、所管する地域振興局長に提出しなければならない。			の不均一の課税の措置を受けようとする法人、条例第1条の3の規定により事業税、不動産取得税若しくは固定資産税の課税の免除の措置を受けようとする者又は条例第2条の規定により事業税、不動産取得税若しくは固定資産税の不均一の課税の措置を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる県税の区分に応じ、同表の中欄に掲げる日までに、それぞれ同表の右欄に掲げる申告書又は申請書を、所管する地域振興局長に提出しなければならない。		
(略)			(略)		
個人事業税	課税の免除又は不均一の課税の措置を受けようとする年度に係る申告書の提出期限	(略)	個人事業税	課税の免除又は不均一の課税の措置を受けようとする年度の前年度の3月15日	(略)
不動産取得税	個人にあつては課税の免除又は不均一の課税の措置を受けようとする不動産を事業の用に供した日の属する年に係る事業税の申告書の提出期限、法人にあつては課税の免除又は不均一の課税の措置を受けようとする不動産を事業の用に供した日の属する事業年度に係る事業税の申告書の提出期限	(略)	不動産取得税	個人にあつては課税の免除又は不均一の課税の措置を受けようとする不動産を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日、法人にあつては課税の免除又は不均一の課税の措置を受けようとする不動産を事業の用に供した日の属する事業年度に係る事業税の申告書の提出期限	(略)
固定資産税	課税の免除又は不均一の課税の措置を受けようとする年度に係る申告書の提出期限	(略)	固定資産税	課税の免除又は不均一の課税の措置を受けようとする年度の前年度の1月31日	(略)
2 (略)			2 (略)		

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和2年3月13日から適用する。

告 示

◎新潟県告示第468号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、阿賀野市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和2年4月14日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 検査の対象となる特定計量器
計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器
- 2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
5月15日（金）	午前10時から正午まで 午後1時から3時30分まで	阿賀野市安田体育館 正面玄関ホール	阿賀野市全域
5月18日（月） 5月19日（火） 5月20日（水）		阿賀野市役所車庫棟 （庁舎西裏側車庫）	
5月21日（木）		阿賀野市笹神支所車庫	

		(支所駐車場わき)	
5月22日から令和3年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日、12月30日、12月31日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
		特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第469号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、十日町市の中里土地改良区の定款の変更を令和2年4月3日認可した。

令和2年4月14日

新潟県十日町地域振興局長

◎新潟県告示第470号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、柏崎市の柏崎土地改良区の定款の変更を令和2年4月1日認可した。

令和2年4月14日

新潟県柏崎地域振興局長

◎新潟県告示第471号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、糸魚川市の糸魚川市土地改良区の定款の変更を令和2年4月2日認可した。

令和2年4月14日

新潟県糸魚川地域振興局長

◎新潟県告示第472号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の2第1項の規定により、次のとおり市野新田ダム管理規程を認可した。

令和2年4月14日

新潟県柏崎地域振興局長

- 1 管理規程を定めた者の所在及び名称
柏崎市三和町8番19号
柏崎土地改良区
- 2 認可年月日
令和2年4月1日
- 3 認可した管理規程の概要
第1章 総則
第2章 ダム等の管理の原則
第3章 洪水における措置に関する特則

◎新潟県告示第473号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の2第1項の規定により、次のとおり市野新田取水工管理規程を認可した。

令和2年4月14日

新潟県柏崎地域振興局長

- 1 管理規程を定めた者の所在及び名称
柏崎市三和町8番19号
柏崎土地改良区

- 2 認可年月日
令和2年4月1日
- 3 認可した管理規程の概要
 - 第1章 総則
 - 第2章 取水等の基準

◎新潟県告示第474号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次のとおり善根頭首工管理規程の変更を認可した。

令和2年4月14日

新潟県柏崎地域振興局長

- 1 管理規程を変更した者の所在及び名称
柏崎市三和町8番19号
柏崎土地改良区
- 2 認可年月日
令和2年4月1日
- 3 認可した管理規程の概要
 - 第1章 総則
 - 第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
 - 第3章 点検及び整備に関する事項
 - 第4章 洪水警戒体制における措置に関する事項
 - 第5章 雑則

◎新潟県告示第475号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

令和2年4月14日

新潟県柏崎地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	完了年月日
柏崎市 柏崎土地改良区	東江2号	団体営農業用排水施設整備（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金「基盤整備促進」）事業	令和2年3月24日

◎新潟県告示第476号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年4月14日

新潟県知事 花角英世

- 1 作業種類 基本測量（基準点現況調査、航空重力調査）
- 2 作業期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 3 作業地域 基準点現況調査 南魚沼郡湯沢町
航空重力測量 県内全域

◎新潟県告示第477号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局羽越河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年4月14日

新潟県知事 花角英世

- 1 作業種類 公共測量 (GNSS水準測量、3級水準測量)
 - 2 作業期間 令和元年7月1日から令和2年1月31日まで
 - 3 作業地域 岩船郡関川村内
-

◎新潟県告示第478号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県上越地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年4月14日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(経営体育成基盤整備事業 木島地区 確定測量)
 - 2 作業期間 令和元年10月15日から令和2年3月12日まで
 - 3 作業地域 上越市大字木島ほか 地内
-

◎新潟県告示第479号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局湯沢砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年4月14日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(航空レーザー計測)
 - 2 作業期間 令和元年9月20日から令和2年3月25日まで
 - 3 作業地域 湯沢砂防事務所管内
-

◎新潟県告示第480号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年4月14日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量)
 - 2 作業期間 令和元年10月23日から令和2年2月28日まで
 - 3 作業地域 三条市一部
-

◎新潟県告示第481号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、上越市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年4月14日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量)
 - 2 作業期間 令和2年9月1日から令和2年3月16日まで
 - 3 作業地域 上越市南高田町 管内
-

◎新潟県告示第482号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年4月14日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(MMS測量)
 - 2 作業期間 令和元年9月26日から令和2年2月28日まで
 - 3 作業地域 北陸地方整備局 管内
-

◎新潟県告示第483号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年4月14日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ計測）
- 2 作業期間 令和元年8月31日から令和2年2月28日まで
- 3 作業地域 糸魚川市（姫川水系大所川流域、根知川流域、小滝川流域）

◎新潟県告示第484号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

令和2年4月14日

姫川港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

- 1 埋立免許年月日
令和2年4月6日
- 2 出願人の名称及び住所
出願人所在地 新潟市中央区新光町4番地1
出願人名称 新潟県
代表者住所 新潟市中央区新光町4番地1
代表者氏名 新潟県知事 花角 英世
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
新潟県糸魚川市大字寺島字稲場972番地5の間の公有水面
 - (2) 区域
次の各地点のうち、①の地点から④の地点までを順次に結んだ線、①の地点と④の地点を結ぶ平成31年の春分の満潮位（D.L.+0.51m）における公有水面と東埠頭地区3号物揚場との境界線、④の地点から③の地点を結ぶ平成31年の春分の満潮位（D.L.+0.51m）における公有水面と東埠頭地区2号船揚場との境界線、③の地点から②の地点を結ぶ平成31年の春分の満潮位（D.L.+0.51m）における公有水面と東埠頭地区2号物揚場との境界線及び①の地点と④の地点を結ぶ平成31年の春分の満潮位（D.L.+0.51m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
①の地点 新潟県糸魚川市大字寺島2丁目21の国土地理院糸魚川三等三角点（北緯37度02分22秒3730、東経137度50分43秒0095から329度32分33秒455.01mの地点
②の地点 ①の地点から 73度28分38秒 30.00mの地点
③の地点 ②の地点から 344度00分06秒 13.12mの地点
④の地点 ③の地点から 253度19分21秒 30.00mの地点
 - (3) 面積
392.40㎡
- 4 埋立に関する工事の施行区域
 - (1) 位置
新潟県糸魚川市大字寺島稲場972番地5から977番地4を経て1001番地3に至る間の土地及び公有水面
 - (2) 区域
次の各地点を順次に結んだ線及びアの地点とサの地点とを結んだ線により囲まれた区域
アの地点 新潟県糸魚川市大字寺島地内の国土地理院糸魚川三等三角点（北緯37度02分22秒3730、東経137度50分43秒0095）から324度52分22秒487.88mの地点
イの地点 アの地点から 73度51分22秒 30.76mの地点
ウの地点 イの地点から 343度51分22秒 0.74mの地点
エの地点 ウの地点から 73度55分47秒 95.39mの地点
オの地点 エの地点から 163度38分16秒 20.51mの地点
カの地点 オの地点から 163度38分16秒 63.89mの地点

キの地点	カの地点から	249度20分47秒	126.31mの地点
クの地点	キの地点から	338度24分03秒	7.66mの地点
ケの地点	クの地点から	344度19分53秒	40.91mの地点
コの地点	ケの地点から	344度23分57秒	6.19mの地点
サの地点	コの地点から	69度16分28秒	0.40mの地点
シの地点	サの地点から	344度54分54秒	3.10mの地点
スの地点	シの地点から	253度16分43秒	0.40mの地点
セの地点	スの地点から	343度16分43秒	15.06mの地点

(3) 面積

11,273.77㎡

5 埋立地の用途

ふ頭用地

公 告

特定農業用ため池の指定について（公告）

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定により、次のとおり特定農業用ため池を指定したので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年4月14日

新潟県知事 花角 英世

特定農業用ため池の名称	特定農業用ため池の所在地	指定の年月日
仁箇堤	新潟市西蒲区仁箇字萱山	令和2年3月26日
入軽井溜	長岡市寺泊入軽井	令和2年3月26日
大谷割下溜	長岡市寺泊五分一	令和2年3月26日
法坂溜池	長岡市小国法坂	令和2年3月26日
中山堤	長岡市川口中山平山	令和2年3月26日
野田溜池	長岡市川口中山字田ノ浦	令和2年3月26日
溜池0号	長岡市六日市町字下山	令和2年3月26日
百間堤	長岡市成願寺町字上杓子	令和2年3月26日
木場堤	長岡市宮路町	令和2年3月26日
蓴菜ノ池	長岡市宮路町字出清水	令和2年3月26日
南谷堤	長岡市麻生田町南谷	令和2年3月26日
姥沢ノ池	長岡市浦瀬町字阿字原	令和2年3月26日
洞之入	長岡市大積町	令和2年3月26日
下堤	長岡市親沢町字縄手	令和2年3月26日
南谷	長岡市与板町馬越字坂ノ下	令和2年3月26日
真見穴堤（下）	長岡市小貫真見穴	令和2年3月26日
真見穴堤（上）	長岡市小貫真見穴	令和2年3月26日
大池	長岡市大倉字大倉	令和2年3月26日
新六堤	長岡市鷺巣町字金塚	令和2年3月26日
じゅんさい堤	長岡市鷺巣町字金塚	令和2年3月26日
西谷堤	長岡市亀崎町字西谷	令和2年3月26日
滝ノ下池	長岡市山古志竹沢字村下甲	令和2年3月26日
上ノ原池	長岡市小国町千谷沢	令和2年3月26日
輪の内の溜	長岡市上桐	令和2年3月26日
椿沢の溜	長岡市上桐	令和2年3月26日
前堤	長岡市根小屋神明	令和2年3月26日
中崎池（びわ崎）	長岡市赤谷字中崎	令和2年3月26日
不明	長岡市栃尾山田町栃尾坂	令和2年3月26日

ヒョウタン池	長岡市天ヶ島字殿屋敷	令和2年3月26日
不明	長岡市田之口字金鉢沢	令和2年3月26日
河内ノ入	長岡市与板町本与板字河内ノ入	令和2年3月26日
床エ門堤	長岡市川口田麦山	令和2年3月26日
中尾	三条市花渕滝ノ尻	令和2年3月26日
道沢	三条市大平字道ヶ沢	令和2年3月26日
四釜向	三条市広手字四釜平	令和2年3月26日
櫛山	三条市櫛山字焼ヶ山	令和2年3月26日
小滝上池	三条市小滝字滝ノ下	令和2年3月26日
坊所	三条市長沢字坊所	令和2年3月26日
入田	柏崎市大字吉井	令和2年3月26日
国光第1池	柏崎市大字北条	令和2年3月26日
本村大池	柏崎市大字矢田	令和2年3月26日
駒越	柏崎市大字曾地	令和2年3月26日
小田ノ入	柏崎市大字曾地	令和2年3月26日
順庵堤	新発田市本間新田字長峯	令和2年3月26日
濁池	小千谷市真人町字濁池乙	令和2年3月26日
北の沢	小千谷市真人町字光ノ沢乙	令和2年3月26日
主馬殿	小千谷市真人町字主馬殿甲	令和2年3月26日
中山沢	小千谷市真人町中山丙	令和2年3月26日
沢入池	小千谷市大字岩沢字細田沢入	令和2年3月26日
水野	小千谷市大字川井字峠下	令和2年3月26日
古田	小千谷市大字池ヶ原字姥田	令和2年3月26日
戸隠	小千谷市大字池ヶ原	令和2年3月26日
軽井沢	小千谷市大字池ヶ原字軽井沢	令和2年3月26日
谷内	小千谷市大字谷内字	令和2年3月26日
頭無	小千谷市大字蕨生字頭無沢丁	令和2年3月26日
表沢	小千谷市大字蕨生字表沢丁	令和2年3月26日
小国越開田池	小千谷市真人町字小国越戊	令和2年3月26日
福島上堤	加茂市大字下条戊	令和2年3月26日
福島下堤	加茂市大字下条戊	令和2年3月26日
十万谷	加茂市大字下条戊	令和2年3月26日
堂ノ沢	加茂市大字狭口字十二山甲	令和2年3月26日
与左衛門	加茂市大字下大谷字岩野	令和2年3月26日
菅ヶ谷地	加茂市大字下大谷字岩野	令和2年3月26日
山本ため池	加茂市大字中大谷	令和2年3月26日
大谷ため池	加茂市大字上大谷字沢相	令和2年3月26日
長谷	加茂市大字長谷	令和2年3月26日
下大谷溜1	加茂市大字下大谷	令和2年3月26日
珠田ため池	十日町市馬場癸	令和2年3月26日
梵天	十日町市市之越タマ	令和2年3月26日
万田倉堤	十日町市本屋敷万田倉丁	令和2年3月26日
下原	十日町市松之山松口下原	令和2年3月26日
寺ヶ崎溜池	十日町市新町新田	令和2年3月26日
大谷堤	十日町市水口沢	令和2年3月26日
北原堤	十日町市伊勢平治	令和2年3月26日
大家のため池	十日町市野口	令和2年3月26日
関ノ沢堤	十日町市上組字菅峰	令和2年3月26日
岩畑堤	十日町市東下組	令和2年3月26日

八幡溜池	十日町市中条丙	令和2年3月26日
下村ノ池	十日町市中条乙	令和2年3月26日
榊形堤	十日町市稲葉	令和2年3月26日
上ノ山堤	十日町市北鑑坂	令和2年3月26日
中道沢堤	十日町市南鑑坂	令和2年3月26日
小坂堤	十日町市南鑑坂	令和2年3月26日
上堤	十日町市山本上ノ沢	令和2年3月26日
浄土沢新堤	十日町市川治	令和2年3月26日
浄土沢堤	十日町市川治	令和2年3月26日
十二沢堤	十日町市川治	令和2年3月26日
くぼのため池	十日町市八箇小林庚	令和2年3月26日
上の山堤	十日町市姿頭無甲	令和2年3月26日
入ノ沢堤	十日町市安養寺入乙	令和2年3月26日
山ノ平堤	十日町市下組	令和2年3月26日
下1号堤(木割田)	十日町市中条丁	令和2年3月26日
長堤	十日町市山谷	令和2年3月26日
上山のため池	十日町市姿甲	令和2年3月26日
上ノ原第1堤	十日町市安養寺乙	令和2年3月26日
上ノ原第2堤	十日町市安養寺乙	令和2年3月26日
鰻池	十日町市蒲生字ロク林	令和2年3月26日
中島	十日町市松之山湯山字中島	令和2年3月26日
狐田堤	十日町市真田甲	令和2年3月26日
大平堤	見附市元町	令和2年3月26日
二ツ堤	見附市杉沢町字小平	令和2年3月26日
大沢堤	見附市杉沢町	令和2年3月26日
温水溜池	見附市杉沢町	令和2年3月26日
本明堤	見附市大字本明	令和2年3月26日
高山堤	見附市大字池之島	令和2年3月26日
十二山堤の下	見附市大字池之島	令和2年3月26日
二口	村上市基石字二タ口	令和2年3月26日
東山堤	村上市上助渕字東山	令和2年3月26日
大沢堤	村上市七湊字大沢	令和2年3月26日
堂ヶ沢堤(下堤)	村上市七湊字堂ヶ沢	令和2年3月26日
堂ヶ沢堤(中堤)	村上市七湊字堂ヶ沢	令和2年3月26日
堂ヶ沢堤(上堤)	村上市七湊字堂ヶ沢	令和2年3月26日
杉沢池-1	村上市薦川字杉沢	令和2年3月26日
国上上堤	燕市国上居下	令和2年3月26日
国上下堤	燕市国上居下	令和2年3月26日
小畑	糸魚川市大和川	令和2年3月26日
西山	糸魚川市大字上出	令和2年3月26日
要害	糸魚川市大字越	令和2年3月26日
上覚	糸魚川市大字上覚	令和2年3月26日
山崎	糸魚川市大字東中	令和2年3月26日
マムシの溜	糸魚川市大字上覚	令和2年3月26日
赤坂	糸魚川市大字真光寺	令和2年3月26日
甲	糸魚川市大字藤崎	令和2年3月26日
乙	糸魚川市大字藤崎	令和2年3月26日
辰巳屋	糸魚川市大字藤崎	令和2年3月26日
九郎右エ門	糸魚川市大字藤崎	令和2年3月26日

水頭	糸魚川市大字大和川	令和2年3月26日
大洞土地改良2号	糸魚川市大字大洞	令和2年3月26日
西山1号	糸魚川市大字平	令和2年3月26日
西山2号	糸魚川市大字平	令和2年3月26日
ハネツボ	糸魚川市大字清水山	令和2年3月26日
江城池	糸魚川市大字徳合	令和2年3月26日
由平	糸魚川市大字藤崎	令和2年3月26日
下屋敷	糸魚川市大字鷺尾	令和2年3月26日
治々門	糸魚川市大字徳合	令和2年3月26日
旧次郎	糸魚川市大字徳合	令和2年3月26日
ヤチ	糸魚川市大字仙納	令和2年3月26日
第2長左エ門	糸魚川市大字藤崎	令和2年3月26日
一枚田	糸魚川市大字中野口	令和2年3月26日
矢代山溜池	妙高市大字宮内	令和2年3月26日
古溜	妙高市大字上堀之内	令和2年3月26日
新溜	妙高市大字上堀之内	令和2年3月26日
大貝溜池	妙高市大字大貝	令和2年3月26日
桶海溜池	妙高市大字桶梅	令和2年3月26日
竹の沢堤	五泉市尻上	令和2年3月26日
四十九沢堤	五泉市橋田	令和2年3月26日
加王寺堤	五泉市山崎	令和2年3月26日
砥ノ窪堤	五泉市別所	令和2年3月26日
長仙坊堤	五泉市蛭野	令和2年3月26日
高松堤	五泉市高松	令和2年3月26日
内ノ沢堤	五泉市阿弥陀瀬	令和2年3月26日
大沢堤	五泉市西四ツ屋	令和2年3月26日
五斗山	五泉市橋田	令和2年3月26日
岩の沢堤	五泉市橋田	令和2年3月26日
シュンガ入堤	五泉市橋田	令和2年3月26日
小熊堤	五泉市小熊	令和2年3月26日
中島堤	五泉市中島	令和2年3月26日
見坂堤	五泉市上大蒲原	令和2年3月26日
小滝池	上越市大字小滝	令和2年3月26日
下馬場池	上越市大字下馬場	令和2年3月26日
石坂池	上越市大字大貫	令和2年3月26日
犀ヶ池	上越市大字滝寺	令和2年3月26日
正養寺池	上越市大字大豆	令和2年3月26日
かに沢池2号池	上越市大字大豆字蟹沢	令和2年3月26日
愛宕谷池	上越市大字大豆字愛宕谷	令和2年3月26日
大熊谷池	上越市大字岩木字熊谷	令和2年3月26日
熊谷池	上越市大字岩木字熊谷	令和2年3月26日
山王堂池	上越市大字岩木	令和2年3月26日
長池	上越市大字五智国分	令和2年3月26日
針ノ茅子池	上越市国府	令和2年3月26日
青野池	上越市大字青野	令和2年3月26日
大谷池	上越市大字東吉尾	令和2年3月26日
不動池	上越市大字滝寺	令和2年3月26日
大池溜	上越市頸城区石神	令和2年3月26日
小池溜	上越市頸城区花ヶ崎	令和2年3月26日

南谷溜	上越市頸城区手島、矢住	令和2年3月26日
宮ノ入溜	上越市頸城区矢住	令和2年3月26日
西蒲生田溜	上越市頸城区大蒲生田	令和2年3月26日
天ヶ谷溜	上越市頸城区大蒲生田	令和2年3月26日
長池	上越市三和区神田	令和2年3月26日
白山溜	上越市三和区末野	令和2年3月26日
大池	上越市三和区本郷	令和2年3月26日
新天神溜	上越市三和区柳林	令和2年3月26日
新池	上越市三和区塔ノ輪字中ノ土	令和2年3月26日
古溜	上越市三和区払沢字宮ノ前	令和2年3月26日
上池	上越市三和区山高津字上溜	令和2年3月26日
下池	上越市三和区山高津字下溜	令和2年3月26日
大池	上越市三和区岡田	令和2年3月26日
新溜	上越市三和区桑曾根	令和2年3月26日
新池	上越市三和区岡田字石塚	令和2年3月26日
阿弥陀寺池	上越市三和区北代	令和2年3月26日
上池	上越市三和区所山田	令和2年3月26日
下池	上越市三和区所山田	令和2年3月26日
みやしき溜	上越市三和区所山田	令和2年3月26日
下池	上越市三和区今保字江像	令和2年3月26日
上池	上越市三和区今保字大門	令和2年3月26日
新溜	上越市三和区今保字前田	令和2年3月26日
谷地	上越市三和区今保字熊野	令和2年3月26日
戸沢溜	上越市三和区大字戸澤	令和2年3月26日
多能ダム	上越市三和区大(東)	令和2年3月26日
末沢	上越市三和区大(東)	令和2年3月26日
亀池	上越市三和区大字京塚	令和2年3月26日
越中田池	上越市三和区井ノ口字越中田	令和2年3月26日
上池	上越市三和区島倉	令和2年3月26日
下池	上越市三和区島倉	令和2年3月26日
新溜(上)	上越市三和区水吉	令和2年3月26日
新溜(下)	上越市三和区水吉	令和2年3月26日
古溜(上)	上越市三和区水吉	令和2年3月26日
古溜(下)	上越市三和区水吉	令和2年3月26日
稲場池	上越市三和区水吉	令和2年3月26日
二ツ池(上)	上越市三和区水吉字元入	令和2年3月26日
二ツ池(下)	上越市三和区水吉字元入	令和2年3月26日
法花寺池	上越市三和区法花寺	令和2年3月26日
十菅平	上越市名立区名立大町十菅平	令和2年3月26日
中尾	上越市名立区名立大町下中尾	令和2年3月26日
上ノ山	上越市名立区赤野俣土ノ山	令和2年3月26日
大溜1号	上越市名立区大字下宇山ぢり道	令和2年3月26日
大溜2号	上越市名立区大字下宇山ぢり道	令和2年3月26日
大溜3号	上越市名立区大字下宇山ぢり道	令和2年3月26日
キラメキ	上越市安塚区真萩平	令和2年3月26日
大平	上越市安塚区真萩平	令和2年3月26日
上船1号	上越市安塚区上船倉	令和2年3月26日
平池	上越市浦川原区釜淵	令和2年3月26日
有島池	上越市浦川原区有島	令和2年3月26日

柴田上池	上越市浦川原区飯室	令和2年3月26日
柴田下池	上越市浦川原区飯室	令和2年3月26日
新溜池	上越市浦川原区今熊	令和2年3月26日
鍋立池	上越市浦川原区山本	令和2年3月26日
刈安池	上越市浦川原区山本	令和2年3月26日
長坂池	上越市浦川原区山本	令和2年3月26日
沢の入池	上越市浦川原区桜島	令和2年3月26日
池田	上越市牧区山口池田	令和2年3月26日
鴨屋敷	上越市牧区小川字大那須	令和2年3月26日
山田	上越市牧区東松ノ木	令和2年3月26日
布付場	上越市牧区国川	令和2年3月26日
大池	上越市牧区泉	令和2年3月26日
大池	上越市牧区高尾	令和2年3月26日
宮田	上越市牧区岩神	令和2年3月26日
上ノ山	上越市牧区田島	令和2年3月26日
宅地	上越市牧区下昆子	令和2年3月26日
平方第一	上越市牧区平方	令和2年3月26日
上ノ山	上越市牧区東松ノ木	令和2年3月26日
第1大野貯水池	上越市板倉区大野新田	令和2年3月26日
大谷地2号溜	上越市板倉区栗沢	令和2年3月26日
坊ヶ池	上越市清里区青柳	令和2年3月26日
長池	上越市清里区鶯沢字塚山	令和2年3月26日
谷入池	上越市清里区馬屋	令和2年3月26日
駒池	上越市清里区青柳	令和2年3月26日
築池	上越市清里区鶯沢字塚山	令和2年3月26日
塚山池	上越市清里区鶯沢字塚山	令和2年3月26日
岩倉池	上越市清里区荒牧	令和2年3月26日
大堤池	上越市柿崎区山谷	令和2年3月26日
加権坊	上越市柿崎区川田	令和2年3月26日
天ヶ池	上越市大潟区潟田	令和2年3月26日
蜘蛛ヶ池	上越市大潟区蜘蛛ヶ池	令和2年3月26日
荒戸溜	上越市吉川区町田	令和2年3月26日
新溜	上越市吉川区町田	令和2年3月26日
上田尻溜	上越市吉川区田尻	令和2年3月26日
長峰池	上越市吉川区長嶺	令和2年3月26日
場々谷内溜	上越市吉川区原之町	令和2年3月26日
六角溜	上越市吉川区下町	令和2年3月26日
日情の池	上越市吉川区下深沢	令和2年3月26日
日月溜	上越市吉川区中谷内	令和2年3月26日
柿谷溜	上越市吉川区顕法寺	令和2年3月26日
土の入溜	上越市吉川区山口	令和2年3月26日
八十刈溜	上越市吉川区福平	令和2年3月26日
前池	上越市吉川区小苗代	令和2年3月26日
牛山溜	上越市吉川区天林寺	令和2年3月26日
仲伝尻下池	上越市吉川区天林寺	令和2年3月26日
仲伝尻上池	上越市吉川区天林寺	令和2年3月26日
坂の沢溜	上越市吉川区天林寺	令和2年3月26日
寺沢池	上越市吉川区東田中	令和2年3月26日
杉の谷溜	上越市吉川区道之下	令和2年3月26日

南沢溜	上越市吉川区川崎	令和2年3月26日
平谷池	上越市吉川区泉	令和2年3月26日
大坂溜	上越市吉川区入河沢	令和2年3月26日
大久保池	上越市吉川区下中条	令和2年3月26日
鴨スリ池	上越市吉川区赤沢	令和2年3月26日
土田池	上越市吉川区土尻	令和2年3月26日
大入溜	上越市吉川区泉谷	令和2年3月26日
猿田溜下	上越市吉川区吉井	令和2年3月26日
宮ノ入溜池	上越市吉川区下小沢	令和2年3月26日
深田溜	上越市吉川区尾神	令和2年3月26日
東池	上越市吉川区国田	令和2年3月26日
すりはち池	上越市吉川区大賀	令和2年3月26日
北の入池	上越市大字向橋字北の入	令和2年3月26日
臥蛇池	上越市大貫	令和2年3月26日
観音池	上越市大字飯	令和2年3月26日
三本杉溜	上越市大字中門前	令和2年3月26日
じょうきの池	上越市大字岩木	令和2年3月26日
蒲原上池	上越市柿崎区南黒岩	令和2年3月26日
柳清水溜	上越市頸城区矢住	令和2年3月26日
木越溜	上越市頸城区玄僧	令和2年3月26日
お宮の池	上越市吉川区道之下	令和2年3月26日
芝峰溜	上越市吉川区高沢入	令和2年3月26日
大門池	上越市吉川区国田	令和2年3月26日
西ど溜	上越市吉川区国田	令和2年3月26日
新溜	上越市吉川区国田	令和2年3月26日
上の溜	上越市吉川区大賀	令和2年3月26日
裏山溜	上越市吉川区国田	令和2年3月26日
第4号溜池	上越市名立区下宇山	令和2年3月26日
杉坪池	上越市浦川原区杉坪	令和2年3月26日
百合原池	上越市浦川原区飯室	令和2年3月26日
小屋敷池	上越市浦川原区飯室	令和2年3月26日
上池	上越市浦川原区今熊	令和2年3月26日
休場池	上越市浦川原区今熊同木山	令和2年3月26日
亀の倉池	上越市浦川原区熊沢	令和2年3月26日
中村	上越市安塚区本郷	令和2年3月26日
善正寺	上越市安塚区石橋	令和2年3月26日
杉野	上越市安塚区牧野、杉野	令和2年3月26日
外山	上越市安塚区牧野	令和2年3月26日
花山	上越市安塚区坊金	令和2年3月26日
向山	上越市安塚区坊金向山	令和2年3月26日
長面	上越市安塚区小黒	令和2年3月26日
宮田	上越市安塚区小黒	令和2年3月26日
丸山の池	上越市安塚区高沢八幡	令和2年3月26日
てんがい堤	上越市安塚区須川	令和2年3月26日
西の溜	上越市大島区田麦	令和2年3月26日
袖三本木	上越市牧区山口	令和2年3月26日
三郎治	上越市牧区荒井三郎治	令和2年3月26日
才の神	上越市牧区小川	令和2年3月26日
折居平	上越市牧区小川	令和2年3月26日

塔の越	上越市牧区檜谷塔の越	令和2年3月26日
上小原山	上越市牧区上小原山	令和2年3月26日
小田	上越市牧区泉字小田	令和2年3月26日
伝後	上越市牧区坪山字伝後	令和2年3月26日
道地	上越市牧区坪山字西道地	令和2年3月26日
長畑	上越市牧区川井沢	令和2年3月26日
藤塚	上越市牧区川井沢	令和2年3月26日
大池	上越市牧区池舟字池ノ久保	令和2年3月26日
西久々野ロンデ池	上越市板倉区久々野	令和2年3月26日
休場池	上越市板倉区機織	令和2年3月26日
上溜	上越市板倉区菰立	令和2年3月26日
長面	上越市安塚区小黒	令和2年3月26日
十六山	上越市牧区宮口字十六山	令和2年3月26日
中山	上越市牧区宮口字中山	令和2年3月26日
松山	上越市牧区山口	令和2年3月26日
三郎治	上越市牧区荒井	令和2年3月26日
西溜	上越市吉川区山直海字片畑	令和2年3月26日
村岡2号	阿賀野市村岡	令和2年3月26日
ひょうたん池	佐渡市赤玉	令和2年3月26日
赤玉池	佐渡市赤玉	令和2年3月26日
うつそ溜池	佐渡市水津	令和2年3月26日
岩野溜池	佐渡市河崎	令和2年3月26日
あんべえ寺池	佐渡市河崎	令和2年3月26日
城腰ため池	佐渡市城腰	令和2年3月26日
喜右エ門堤	佐渡市住吉	令和2年3月26日
砥石堤	佐渡市吾潟	令和2年3月26日
新溜	佐渡市加茂歌代	令和2年3月26日
赤坂池	佐渡市加茂歌代	令和2年3月26日
第1号池	佐渡市長江	令和2年3月26日
鷺野池	佐渡市梅津	令和2年3月26日
北松ヶ崎堤	佐渡市北松ヶ崎	令和2年3月26日
三ツ池(下)	佐渡市橘	令和2年3月26日
三ツ池(上)	佐渡市橘	令和2年3月26日
細田第一	佐渡市相川大浦	令和2年3月26日
ドンデカ堤	佐渡市北狄	令和2年3月26日
桑の木堤	佐渡市北狄	令和2年3月26日
中方池	佐渡市北川内	令和2年3月26日
お竜堤	佐渡市窪田	令和2年3月26日
村堤	佐渡市窪田	令和2年3月26日
八幡堤	佐渡市石田	令和2年3月26日
長木堤	佐渡市上矢馳	令和2年3月26日
新田堤	佐渡市市野沢	令和2年3月26日
尾嵩郷内	佐渡市平清水	令和2年3月26日
仲之入	佐渡市中興乙	令和2年3月26日
吉井開田溜池	佐渡市吉井本郷	令和2年3月26日
洞泉寺池	佐渡市泉丙	令和2年3月26日
新保江溜池	佐渡市金井新保乙	令和2年3月26日
岩江堤	佐渡市泉甲	令和2年3月26日
4号溜池	佐渡市新穂正明寺	令和2年3月26日

無常堂堤	佐渡市新穂大野	令和2年3月26日
矢柄堤	佐渡市新穂瓜生屋	令和2年3月26日
長谷地	佐渡市小倉丙	令和2年3月26日
金山	佐渡市宮川	令和2年3月26日
野田堤	佐渡市畑野	令和2年3月26日
沖堤	佐渡市畑野	令和2年3月26日
坊ヶ浦池	佐渡市坊ヶ浦	令和2年3月26日
苦竹沢	佐渡市栗野江	令和2年3月26日
寺田新堤	佐渡市寺田	令和2年3月26日
新堤	佐渡市目黒町	令和2年3月26日
浜中溜池	佐渡市吉岡	令和2年3月26日
大須溜池	佐渡市大小	令和2年3月26日
小立溜池	佐渡市大小	令和2年3月26日
瀬の沢溜池	佐渡市大小	令和2年3月26日
柏木沢溜池	佐渡市大小	令和2年3月26日
椿尾溜池	佐渡市椿尾	令和2年3月26日
琴浦ため池	佐渡市宿根木	令和2年3月26日
帰る川溜池	佐渡市下川茂	令和2年3月26日
北袋大堤	佐渡市徳和	令和2年3月26日
立野新田池	佐渡市立野	令和2年3月26日
野田堤	佐渡市二見	令和2年3月26日
与十郎堤	佐渡市相川大浦	令和2年3月26日
次郎平堤	佐渡市相川大浦	令和2年3月26日
大屋敷堤	佐渡市沢根五十里	令和2年3月26日
後堤	佐渡市沢根五十里	令和2年3月26日
関根堤	佐渡市吉井本郷	令和2年3月26日
安養寺堤	佐渡市安養寺	令和2年3月26日
大堤	佐渡市下相川	令和2年3月26日
仲野池	佐渡市新穂瓜生屋	令和2年3月26日
重右エ門池	佐渡市新穂青木	令和2年3月26日
四辻堰	佐渡市宮川	令和2年3月26日
二堤	佐渡市宮川甲	令和2年3月26日
野田向溜	佐渡市羽茂大崎	令和2年3月26日
家の後ろ	佐渡市羽茂大石	令和2年3月26日
高野溜池1号	佐渡市羽茂大石	令和2年3月26日
稲場池	佐渡市羽茂村山	令和2年3月26日
下沢池	佐渡市羽茂小泊	令和2年3月26日
石畑	佐渡市羽茂小泊	令和2年3月26日
直池下	佐渡市徳和	令和2年3月26日
吉原	佐渡市徳和	令和2年3月26日
垣の内	佐渡市徳和	令和2年3月26日
道の脇	佐渡市徳和	令和2年3月26日
直地上	佐渡市徳和	令和2年3月26日
垣の内	佐渡市下川茂	令和2年3月26日
住吉大池	佐渡市住吉	令和2年3月26日
白畑(下)	佐渡市橘	令和2年3月26日
三の平堤	佐渡市達者	令和2年3月26日
平山堤	佐渡市小倉甲	令和2年3月26日
金山溜池	佐渡市静平	令和2年3月26日

太郎兵衛池	佐渡市柿野浦	令和2年3月26日
甚太郎堤	佐渡市相川大浦	令和2年3月26日
房ヶ沢	魚沼市大石	令和2年3月26日
古長沢	魚沼市堀之内	令和2年3月26日
干溝ため池	魚沼市干溝	令和2年3月26日
ぞくなし沢堤	魚沼市栗山字山田	令和2年3月26日
田中大堤	魚沼市栗山	令和2年3月26日
仲丸堤	魚沼市栗山	令和2年3月26日
小太郎堤	魚沼市小平尾	令和2年3月26日
廿日平堤	魚沼市並柳	令和2年3月26日
一之沢堤	魚沼市東中字一之沢	令和2年3月26日
イノクボ堤	魚沼市江口	令和2年3月26日
上ノ沢溜池	魚沼市須川	令和2年3月26日
外山	魚沼市須川	令和2年3月26日
白石松ヶ下	魚沼市西名新田	令和2年3月26日
天ヶ峠	魚沼市東野名	令和2年3月26日
山椒ヶ花池	魚沼市須原	令和2年3月26日
松ヶ下堤	魚沼市須原	令和2年3月26日
鏡ヶ池	魚沼市大栃山	令和2年3月26日
丸山堤	魚沼市三淵沢	令和2年3月26日
松ノ木平溜池	魚沼市三淵沢	令和2年3月26日
第2号ため池	魚沼市長松	令和2年3月26日
下倉新田ため池	魚沼市下倉新田	令和2年3月26日
別当の池	魚沼市七日市新田	令和2年3月26日
宮裏溜池①	魚沼市三淵沢	令和2年3月26日
宮裏溜池②	魚沼市三淵沢	令和2年3月26日
山田ため池近傍②	魚沼市三淵沢	令和2年3月26日
共有溜池②	魚沼市大倉沢	令和2年3月26日
宗五郎堤	魚沼市大倉沢	令和2年3月26日
前田屋堤	魚沼市大倉沢	令和2年3月26日
大谷内田	魚沼市長鳥	令和2年3月26日
加納屋堤	魚沼市須原	令和2年3月26日
上野堤下流	魚沼市須原	令和2年3月26日
新田池	魚沼市横根	令和2年3月26日
下出浦	南魚沼市大字下出浦字猿倉口	令和2年3月26日
後山1号	南魚沼市市野江乙	令和2年3月26日
後山2号	南魚沼市市野江乙	令和2年3月26日
後山3号	南魚沼市市野江乙	令和2年3月26日
寺尾	南魚沼市寺尾	令和2年3月26日
岩之下2号	南魚沼市吉里	令和2年3月26日
栃窪峠下1号	南魚沼市栃窪	令和2年3月26日
中ノ沢池	胎内市関沢	令和2年3月26日
上泉	弥彦村大字上泉字上段	令和2年3月26日
石畑の池	出雲崎町小竹字かもくくり	令和2年3月26日
赤沢	津南町大字赤沢	令和2年3月26日
涌井の池	津南町大字赤沢	令和2年3月26日
笹沢の堤	津南町大字外丸	令和2年3月26日
羽倉の堤1	津南町大字寺石	令和2年3月26日
上野の池	津南町大字上野	令和2年3月26日

屋敷の平溜池	津南町大字三箇甲	令和2年3月26日
岡のマス池	津南町大字谷内	令和2年3月26日
池田の池	津南町大字秋成	令和2年3月26日
駒返りの堤	津南町大字下船渡	令和2年3月26日
穴山の溜池	津南町大字上郷寺石	令和2年3月26日
袖の沢	津南町大字中深見戊	令和2年3月26日
十二崎池	刈羽村赤田北方	令和2年3月26日
宮の上堤	関川村大石	令和2年3月26日
中ノ沢上堤	関川村鮎谷	令和2年3月26日

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、情報系端末装置等賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和2年4月14日

新潟県知事 花角 英世

1 入札に付する事項

- (1) 調達案件の名称
情報系端末装置等賃貸借
- (2) 調達案件の仕様、納入期限、納入場所等
入札説明書及び仕様書による。

2 入札に関する必要事項を示す（入札説明書の配布を含む。）期間、場所及び問合せ先

- (1) 期間
本公告の日から令和2年5月11日（月）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所
新潟県警察本部警務部会計課契約調度係
なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

(3) 問合せ先

- ア 契約手続に係るもの
郵便番号 950-8553
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県警察本部警務部会計課契約調度係
電話番号 025-285-0110 内線2234
- イ 機器等の仕様に係るもの
郵便番号 950-8553
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県警察本部警務部情報管理課運用管理係
電話番号 025-285-0110 内線2441

3 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 本調達案件又はこれと同等の調達案件について、納入及び構築実績があることを証明した者であること。
- (4) 本調達案件納入後のアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- (7) 4に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有すること。

とについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

4 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事の確認を受けなければならない。この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 令和2年4月14日(火)から令和2年5月11日(月)まで(新潟県の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県警察本部警務部会計課契約調度係

ウ 提出方法 持参又は郵送とする。ただし、郵送による場合は、アの期間内に必着させるとともに、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。

エ 提出書類 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

提出書類に基づき審査を行い、入札参加の可否を決定する。

本件入札に係る参加資格の確認結果については、令和2年6月16日(火)午前11時以降に2(3)アへ問い合わせること。

5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和2年6月23日(火)午前10時00分

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県警察本部1階入札室

6 入札手続

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人(法人にあっては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、2(3)アに定める問合せ先を宛先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」と朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び5(1)に定める入札執行日時を記載したものに限る。)を令和2年6月22日(月)の午後5時までに新潟県警察本部に配達し、文書收受の手続を受けること。

(2) 入札書の名義人

本人(代理人が入札書を入札執行時に持参する場合は、代理人)に限る。

(3) 入札書の記載方法

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の希望する落札価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。その他は、入札説明書による。

(4) 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 無効入札

入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

8 入札保証金

入札金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額に100分の10に相当する金額を加算した金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額)以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

入札金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額に100分の10に相当する金額を加算した金

額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額)以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

(2) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を行うこと。

(3) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(4) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語(契約当事者に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ この公告に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則及び日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products or services to be procured:

Leasing Information Terminal Units and Related Devices

(2) Date, time and place for the opening of bids and tenders:

Date: Tuesday, June 23, 2020

Time: 10:00 a.m.

Place: Niigata Prefectural Police Headquarters Building

First Floor, Contract Bidding Room

4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi

Niigata-ken, JAPAN

(3) For more information, contact:

Accounting Division, Police Administration Department

Niigata Prefectural Police Headquarters

4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi

Niigata-ken, JAPAN

〒950-8553

Tel 025-285-0110 EXT. 2234

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、警察庁接続サーバ等賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものである。

令和2年4月14日

新潟県知事 花角 英世

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

警察庁接続サーバ等賃貸借

(2) 調達案件の仕様、納入期限、納入場所等

入札説明書及び仕様書による。

2 入札に関する必要事項を示す(入札説明書の配布を含む。)期間、場所及び問合せ先

(1) 期間

本公告の日から令和2年5月11日(月)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号))

第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時まで

(2) 場所

新潟県警察本部警務部会計課契約調度係

なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

(3) 問合せ先

ア 契約手続に係るもの

郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部会計課契約調度係

電話番号 025-285-0110 内線2234

イ 機器等の仕様に係るもの

郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部情報管理課運用管理係

電話番号 025-285-0110 内線2441

3 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 本調達案件又はこれと同等の調達案件について、納入及び構築実績があることを証明した者であること。

(4) 本調達案件納入後のアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(7) 4に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

4 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事の確認を受けなければならない。この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 令和2年4月14日(火)から令和2年5月11日(月)まで(新潟県の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部会計課契約調度係

ウ 提出方法 持参又は郵送とする。ただし、郵送による場合は、アの期間内に必着させるとともに、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。

エ 提出書類 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

提出書類に基づき審査を行い、入札参加の可否を決定する。

本件入札に係る参加資格の確認結果については、令和2年6月16日(火)午前11時以降に2(3)アへ問い合わせること。

5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和2年6月23日(火)午前11時00分

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県警察本部1階入札室

6 入札手続

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人(法人にあっては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、2(3)アに定める問合せ先を宛先とした配達証明付きの書留郵便

(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」と朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び5(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。)を令和2年6月22日(月)の午後5時までに新潟県警察本部に配達し、文書收受の手続を受けること。

(2) 入札書の名義人

本人(代理人が入札書を入札執行時に持参する場合は、代理人)に限る。

(3) 入札書の記載方法

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の希望する落札価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。その他は、入札説明書による。

(4) 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 無効入札

入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

8 入札保証金

入札金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額に100分の10に相当する金額を加算した金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額)以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

入札金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額に100分の10に相当する金額を加算した金額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額)以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

(2) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を行うこと。

(3) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(4) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語(契約当事者に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ この公告に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則及び日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products or services to be procured:

Leasing NPA(National Police Agency)-Connected Servers and Related Devices

(2) Date, time and place for the opening of bids and tenders:

Date: Tuesday, June 23, 2020

Time: 11:00 a.m.

Place: Niigata Prefectural Police Headquarters Building

First Floor, Contract Bidding Room

4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi
Niigata-ken, JAPAN

(3) For more information, contact:

Accounting Division, Police Administration Department

Niigata Prefectural Police Headquarters

4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi

Niigata-ken, JAPAN

〒950-8553

Tel 025-285-0110 EXT.2234